

『アジア教育文化ジャーナル』(ISSN 2187-5510)刊行規定

1. 中日教育研究学会(元中日教育研究協会)は、研究誌として『アジア教育文化ジャーナル』を原則として年1回刊行する。
2. 本誌の編集・刊行は、中日教育研究学会の電子ジャーナル編集委員会が行う。
3. 本誌は電子化され、本学会のホームページ上に掲載される。その内容は、招待論文、原著論文、研究ノート（「研究報告」「実践報告」「調査報告」を含む）、記録、資料、書評、図書紹介等とする。掲載された論文等の著作権は、本学会に属する。なお、著作権の詳細については「中日教育研究学会著作権規程」に準ずる。
4. 原著論文は、研究の学術的貢献が十分に認められ、論文としての完成度が高いもの、研究ノートは、試行段階のもの、仮説構築過程の中間報告など、原著論文の区分から外れるが学術的あるいは実践的に本研究誌に掲載する価値があるもの全般を指す。
5. 本誌に掲載する論文は、本誌に掲載する論文は、編集委員会の依頼した査読者による査読結果を受けて編集委員会が適当と認めたものとする。原稿1本につき2名の査読者が審査を担当するが、外部委員を委嘱することもできる。査読結果によって、「原著論文」「研究ノート」（「研究報告」「実践報告」「調査報告」を含む）「記録」「資料」のいずれかとして掲載する。2名の審査者による審査結果は、編集委員会が適当であるか確認し、以下の4つのいずれかにより報告され、同時に著者宛の査読意見が付される。
 - ①採 択：現状の状態で『アジア教育文化ジャーナル』に掲載可と判断されるもの。誤字・脱字などの軽微な修正を要するものも含む。
 - ②修正採択：査読意見に即して部分的な修正を基本条件として採択するもの。
 - ③再 審 査：現状では採択不可だが、論理的構造や分析の見直し、表現の大幅な修正などにより、再審査によって採択の可能性があると判断できるもの。
 - ④不 採 択：2名の審査結果に基づき、合わせて編集委員会による協議の上、『アジア教育文化ジャーナル』に掲載不可と判断

されるもの。

審査結果に異議のある場合は、編集委員会にその旨文書をもって申し出ることができる。なお、本編集委員会が依頼した論文等は、査読は行わず、編集委員会が適当であるか確認し掲載する。

6. 論文等は、中国・日本を含む東アジアの国の教育や教育に関する文化等について研究した内容を対象とする。但し、東アジア以外の国々や地域との比較研究も可とする。なお、他の刊行物に未発表、未投稿の論文等でなければならない。
7. 論文等は著者の所属先に倫理委員会等あればその倫理規定を満たさなければならない。それが「人を対象とする研究（個人の発言・行動・心身・環境等に関する情報を扱う研究全般を指す。）」の場合、その倫理規定の条件をみたしていることを証明する書類(PDFデータも可)を提出しなければならない。倫理委員会等がない場合、日本学術振興会研究倫理eラーニングコース (<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>) を、投稿した年度に受講し、その受講証明書(PDFデータでも可)を提出しなければならない。その上で「人を対象とする研究」の場合、所属長がその研究を承認しているとの証明(署名・押印)を提出しなければならない。以上の条件を満たしていない原稿は、原則として受け付けない。
8. 原稿の分量は、A4判 20 頁を超えないものとする。投稿規定に合わない原稿は、原則として受け付けない。

本規定は、2021年6月9日修正

本規定は、2022年4月24日修正

本規定は、2023年4月20日修正

本規定は、2024年4月21日修正